

## 令和８年度山形県水素エネルギー利活用実証研究支援事業費補助金 公募要領

山形県では利用時に二酸化炭素を排出せず、カーボンニュートラル実現の一翼を担うエネルギーとして期待される水素エネルギーの利活用を推進するとともに、地域におけるカーボンニュートラルと持続的な成長が両立する社会の実現を目指すため、水素関連技術による実証事業であって、山形県知事が認定したものに補助金を交付します。

### 【特に留意いただきたい事項】

- 本補助金の認定は先着順ではありません。また、申請期間内に提出いただいた申請内容について審査を行いますので、その結果として不採択（補助金を交付しないこと）や申請金額から減額したうえでの交付決定となる場合があります。
- 申請金額の全額に対して、補助金の交付決定を保証するものではありません。申請内容を審査し、必要に応じて事業者にご照会・御連絡等を行ったうえで予算の範囲内で補助金交付額を決定し、通知いたします。
- 交付決定前に発注・契約・支払い等を行ったものは補助対象外となります。
- 補助金の支払いは事業完了後となりますので、本補助金の交付の対象となる実証事業（以下、「補助事業」という。）遂行の際には自己負担が必要となります。ただし、事前申請のうえ、県が認めた場合に限り、概算払を受けることができます。
- 同一の事業が国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合は、本補助金に申請することはできません。また、山形県内で実施する取組みに限ります。

### 【問い合わせ先】

山形県環境エネルギー部環境企画課カーボンニュートラル・GX戦略室  
〒990-8570 山形県山形市松波二丁目８番１号  
TEL：023-630-2336  
E-mail：ykanki#pref.yamagata.jp（#を@に直して送信してください。）

## 1 補助金の概要

山形県（以下、「県」という。）では、カーボンニュートラル実現の一翼を担うエネルギーとして期待される水素エネルギーの利活用を推進するとともに、地域におけるカーボンニュートラルと持続的な成長が両立する社会の実現を目指すため、県内において水素関連技術を用いた実証事業を行う事業者を対象に、予算の範囲内で補助金を交付します。

## 2 補助内容

本補助金は、県内で実施される水素関連技術を用いた取組みのうち、本県が有する地域資源や特色を活かしながら、市場性の高い技術の事業化・実用化に取り組む実証事業に対し、その経費（器具備品及び機械装置費、借料及び損料、消耗品費及び材料購入費、通信運搬費、会場使用料、委託費、その他知事が特に必要と認める経費）の一部を予算の範囲内で補助します。（ただし、消費税等は補助対象外です。）

## 3 認定（採択）件数

1 件

## 4 補助対象者

申請者（申請主体者）は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とします。

- （１）日本国内に拠点を有していること。
- （２）補助事業が予定の期間内に完了できる能力を有していること。
- （３）地方自治法施行令（昭和26年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
- （４）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び第30条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- （５）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- （６）反社会的勢力またはそれに関わる者との関与がないこと。
- （７）法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反するおそれがないこと。
- （８）県からの指名停止措置を講じられている者でないこと。
- （９）税金の滞納をしていないこと。
- （10）過去の業務その他の事情において、県が本補助金の交付にふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。
- （11）申請主体者が連携事業者とコンソーシアム等を組んで共同で事業を実施する場合には、連携事業者も上記の（３）から（10）の要件をすべて満たすこと。

ただし、以下に該当する場合は対象外となります。

- (1) 個人事業主、政治団体、財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び法人格のない任意団体
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗特殊営業を営む者
- (3) 申請者又はその役員若しくは従業員等が暴力団等の反社会的勢力である場合、又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する場合
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (5) 本補助金の補助対象経費について、国、県、市町村その他の機関が実施する補助金等の交付を受けている場合又は受ける予定である場合
- (6) その他、本補助金の目的及び趣旨に照らし、補助対象とすることが適当でないと山形県が認める場合

## 5 補助率及び補助金額

| 項目    | 内容              |
|-------|-----------------|
| 補助率   | 3分の2以内（千円未満切捨て） |
| 補助上限額 | 500万円           |

※ 申請内容を審査した結果、補助金の交付決定額を申請金額より減額して決定する場合があります。

## 6 補助対象経費

### (1) 補助対象経費

本補助金の対象となる経費は、次に掲げる要件をすべて満たす経費です。

- ① 補助事業の遂行に必要なものと特定できるもの
- ② 補助事業実施期間中に実施した活動に要する経費であり、かつ、補助事業実施期間内に支出されるもの
- ③ 原則として山形県内で実施するもの
- ④ 社会通念上適正な価格で取引されたもの
- ⑤ 補助対象経費として明確に区分できるものであり、またその経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できるもの

| 区分               | 内容                                                                                        |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 器具備品及び機械装置費      | 事業を行うために必要な器具備品及び機械装置等（ただし、10万円以上かつ1年以上継続して使用できるもの）の購入に必要な経費<br>※ 単なる取替え更新の場合は対象外         |
| 借料及び損料           | 事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費                                                           |
| 消耗品及び材料購入費       | 事業を行うために必要な消耗品や材料の購入に要する経費（水素燃料費を含む）<br>※ 汎用性があり目的外使用となり得るもの（コピー用紙等）の購入費用は対象外             |
| 通信運搬費            | 事業を行うために必要な情報伝達にかかる経費や荷物の運搬に要する経費（例）関係者招集等に係る通信費、試作品等の運搬費、水素燃料の輸送費                        |
| 会場使用料            | 事業を行うために必要な会場の使用に要する経費<br>※ 打合せ等、事業の実績を伴わない使用方法となる場合は対象外                                  |
| 委託費              | 補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委託するために必要な経費<br>（例）試験・評価、市場調査等実用化・事業化に必要な調査等の委託等 |
| その他知事が特に必要と認める経費 | 事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもので、特に当該事業の実施に必要であると認められるもの（ただし、旅費、謝金、印刷製本費及び補助員人件費等は除く）  |

※ 実証事業の根幹となる取組みの大半を委託することは認められません。

※ 間接経費については、補助対象経費とはなりません。

## （２）補助対象経費として計上できない経費

- ① 交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ② 補助事業期間内に発注・契約、納品・検収、支払い等の事業上必要な手続きが完了していないもの
- ③ 補助事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ その他知事が不適当と認めるもの

※ 自社調達する場合又は共同提案者と取引を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除しなければならないことに留意してください。

## 7 補助事業実施期間及び実績報告

### (1) 補助事業実施期間

補助金交付決定の日から令和9年2月26日（金）まで

※ この期間内に発注・契約、納品・検収、支払いを完了する必要がある、  
完了しない場合は補助金を受け取ることはできません。

※ 補助事業実施期間中は事業の進捗状況を把握するため、県が必要に応じて確認を行います。

### (2) 実績報告書の提出期限

補助事業完了後15日を経過した日又は令和9年3月12日（金）のいずれか早い日

## 8 申請手続き

### (1) 申請方法

郵送又は持参

### (2) 申請期限

令和8年8月27日（木）午後5時必着

### (3) 提出先

山形県環境エネルギー部環境企画課カーボンニュートラル・GX戦略室  
〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

### (4) 提出書類

| 番号 | 提出書類                                                                          | 提出部数 |
|----|-------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1  | 【規則別記様式第1号】補助金交付申請書                                                           | 1部   |
| 2  | 【別記様式第1号】事業計画書                                                                | 1部   |
| 3  | 【様式1】提出書類確認書                                                                  | 1部   |
| 4  | 【様式2】暴力団排除に関する誓約書                                                             | 1部   |
| 5  | 【様式3】補助金振込先口座登録依頼書<br>※ 申請者名義の口座に限ります。<br>※ 振込先口座の通帳の表紙及び1～2ページ目の写しを添付してください。 | 1部   |
| 6  | 決算書（直近2年間の貸借対照表、損益計算書、販売管理費明細）の写し                                             | 1部   |
| 7  | 交付申請日時点で有効期限内の見積書の写し                                                          | 1部   |

※ 様式については、山形県のホームページよりダウンロードすることが可能です（<https://www.pref.yamagata.jp/050015/hydrogen/jissyohojyo.html>）。各様式中、記載欄のスペースが不足する場合は、適宜、項目欄の幅を広げる、別紙を添付する等して、必要事項は省略することなくすべて記載してください。

## (5) 提出方法

用紙サイズはA4判の片面印刷とし、郵送又は持参と併せて、可能であれば電子データ（WordやPDF等）での提出もお願いします。

なお、提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管ください。

＜送付先メールアドレス＞

ykanki#pref.yamagata.jp（#を@に直して送信してください。）

## 9 審査方法・結果の通知

### (1) 補助事業の認定方法

提出いただいた申請内容について、次に記載する「審査のポイント」を中心に審査を行ったうえで、山形県内の水素関連技術の実用化・事業化に資すると認められる事業を、山形県知事が認定し、補助金の交付を決定します。

| 審査のポイント                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【補助事業としての適格性】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>① 交付要綱及び公募要領に適合した事業であるか</li><li>② 以下の要件を満たしているか<ul style="list-style-type: none"><li>・ 必要書類がすべて提出されているか</li><li>・ 申請金額が適切であるか</li><li>・ 同一事業者が今回の公募で複数申請を行っていないか</li><li>・ 補助対象要件に反する事項や書類不備がなく、事業実施期間中に補助事業者としての要件を欠くおそれがないか</li></ul></li></ul> |
| <b>【事業計画】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>① 事業計画が具体的で実現可能性の高いものとなっているか</li><li>② 事業実施に必要な体制・能力を有しているか</li><li>③ 補助事業として費用対効果が高いか</li></ul>                                                                                                                                                         |
| <b>【積算】</b> <p>事業費の積算が正確かつ明確であり、事業実施に必要な経費として適切に計上されているか</p>                                                                                                                                                                                                                                                 |

### (2) 事業計画に関する照会等

申請受付後、事業計画に関する照会等を行う場合があります。

### (3) 結果の通知

申請者全員に対して、審査結果（交付決定又は不採択）を文書で通知します。

### (4) 認定事業の公表

認定を受けた事業については、事業者名、所在地、事業計画名等を山形県のホームページ上で公表します。

## 10 スケジュール（予定）

|                |                       |
|----------------|-----------------------|
| 令和8年8月27日（木）   | 申請期限                  |
| 令和8年9月上旬       | 事業認定・補助金交付決定          |
| 随時             | 県による実施状況の確認           |
| 令和9年3月12日（金）まで | 実績報告書の提出              |
| 令和9年3月中旬       | 事業完了検査                |
| 令和9年3月下旬       | 補助金の支払い（原則、精算払となります。） |

※ 現時点の予定であり、申請件数、審査の状況等により前後する場合があります。

## 11 留意事項

（１）複数の事業者から同一又は極めて類似した内容の申請があった場合、採択されない場合があります。申請者は、現状を十分に分析のうえ、実態に即した事業計画を作成してください。なお、他社の事業内容をそのまま流用するなど、独自性を欠く申請とならないよう御留意ください。

（２）補助事業に係る経理については、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了年度の翌年度から５年間（令和14年３月末まで）保存しなければなりません。

（３）補助金で取得、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について県の承認を受けなければなりません。また、その際に補助金の返還が発生する場合があります。

なお、県は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間）をいいます。

※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することをいいます。